

## 社会福祉法人 輪島市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人輪島市社会福祉協議会（以下「本法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員である会長には、別表第1に定める報酬を支給する。
- (2) 会長を除く理事及び監事には、法人業務を行った場合に別表2に定める報酬を支給する。
- 2 前項第2号の場合に支給する費用弁償の額は、輪島市社会福祉協議会旅費規程に規定する額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、行政職員たる理事及び本法人会職員たる理事には報酬及び費用弁償は支給しない。
- 4 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人輪島市社会福祉協議会旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 5 役員等には、本条に定める報酬等のほか、賞与及びその他のいかなる手当も支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 月額によって支給する報酬については、社会福祉法人輪島市社会福祉協議会給与規程第4条に定める支給日とする。
- (2) 日額によって支給する報酬及び費用弁償については、その都度支給するものとする。ただし、本人からの申し出がある場合にはこの限りではない。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本法人は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 会長の報酬額

| 区分 | 報酬額     |
|----|---------|
| 月額 | 30,000円 |

別表2 会長を除く理事及び監事の報酬額

| 役員 | 区分 | 報酬額                            |
|----|----|--------------------------------|
| 理事 | 日額 | 3,000円                         |
| 監事 | 日額 | 3,000円<br>ただし、監査を実施した場合は8,000円 |